

令和 7 年 10 月香川県広域水道企業団議会定例会

債 権 放 棄 報 告 書

(香川県広域水道企業団債権管理条例第 14 条第 2 項の規定に基づくもの)

香 川 県 広 域 水 道 企 業 団

債権の放棄について

香川県広域水道企業団債権管理条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第22号）第14条第1項の規定により債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

1 水道事業会計

債権の名称	債権金額	債権を放棄した理由	放棄決定日
水道料金	13,156,165 円	香川県広域水道企業団債権管理条例 第14条第1項第1号から第3号までに該当	令和7年3月31日
水道加入金	514,500 円	香川県広域水道企業団債権管理条例 第14条第1項第1号又は3号に該当	令和7年3月31日
水道開始手数料	126,555 円	香川県広域水道企業団債権管理条例 第14条第1項第1号又は3号に該当	令和7年3月31日
給水装置修繕工事代金	22,600 円	香川県広域水道企業団債権管理条例 第14条第1項第1号に該当	令和7年3月31日
検査手数料	8,198 円	香川県広域水道企業団債権管理条例 第14条第1項第1号又は3号に該当	令和7年3月31日
材料売却収益	4,500 円	香川県広域水道企業団債権管理条例 第14条第1項第1号に該当	令和7年3月31日

2 工業用水道事業会計

債権の名称	債権金額	債権を放棄した理由	放棄決定日
水 道 料 金	807,840 円	香川県広域水道企業団債権管理条例 第 14 条第 1 項第 3 号に該当	令和 7 年 3 月 31 日

令和七年十月香川県広域水道企業団議定会

債権放棄報告書

香川県広域水道企業団